

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

建設工事請負契約書（案）

令和7年4月

千 葉 市

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 建設工事請負契約書

- 1 工事名 千葉市新港清掃工場更新整備工事
- 2 工事場所 千葉県千葉市美浜区新港 226 番地 1 他
- 3 工期 自 本請負契約締結日
至 令和 13 年 3 月 31 日
- 4 契約金額 金●円（設計・建設業務費）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円）
- 5 契約保証金額 金●円

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業（以下「本事業」という。）にかかる建設工事について、千葉市（以下「発注者」という。）と●（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約（以下「本請負契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別に締結した共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本請負契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 10 号）第 2 条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、千葉市議会の議決をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本請負契約は、本請負契約が千葉市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

令和8年1月●日

発注者

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

受注者

住所 ●
名称 ●
代表者 ●

千葉市建設工事

(新港清掃工場リニューアル整備・運営事業)

工事請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款及び添付の特記規定に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、本請負契約(この約款、添付の特記規定及び第3項各号に定める書類及び図面を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この約款における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。

(1) 「基本設計図書」とは、募集要項、要求水準書及び要求水準書に従い受注者が発注者に提出した技術提案書を総称していう。ただし、提出された技術提案書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。

(2) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注者が作成し発注者に提出する実施設計成果物をいう。ただし、提出された実施設計図書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。

(3) 「成果物」とは、本請負契約、要求水準書又は事業提案書に基づき、又はその他本請負契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等(最後の成果の表現に至らない図面、仕様書等及び本件設計を行う上で得られた記録等を含む。)の総称をいう。

(4) 「設計図書等」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。

(5) 「事業提案書」とは、本事業に係る総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札において落札者として選定された[●]グループが提出した事業提案書一式及び当該提案に関し発注者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の全てをいう。

(6) 「年度」とは、4月1日の開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。

(7) 「募集要項」とは、本事業に係る総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札の公告にあたり発注者が公表した入札説明書及びその付属書類(要求水準書を除く。いずれも公表後に変更があったときは変更後の最新版とする。)並びにそれらに関する質問回答をいう。

(8) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)を含み、要求水準書に規定する業務のうち本件設計を除く一切の業務をいう。

(9) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。

(10) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務(発注者に提出後に本請負契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)をいう。

(11) 「本事業」とは、発注者の新港清掃工場リニューアル整備・運営事業をいう。

(12) 「要求水準書」とは、本事業に係る総合評価落札方式政府調達協定一般競争入

札において発注者が公表した要求水準書 設計・建設業務編(公表後に変更があったときは変更後の最新版)及びこれに係る質問回答をいう。

- 3 本請負契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、第1号から第5号の順序に従うものとする。なお、事業提案書の記載内容のうち、要求水準書に定める基準、水準等を超える部分については、事業提案書の内容が要求水準書の内容より優先されるものとする。
 - (1) この約款及び特記規定
 - (2) 基本契約書
 - (3) 募集要項
 - (4) 要求水準書
 - (5) 事業提案書
- 4 受注者は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 発注者は、要求水準書に従い、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。
- 6 受注者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議が成立した場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施行方法」という。)をその責任において定めるものとする。また、仮設、設計施行方法、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 7 受注者は、本請負契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 本請負契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 11 本請負契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 12 この約款及び設計図書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 13 本請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 本請負契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

- 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また受注者は、発注者に対して行う本請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 16 受注者は、本請負契約に定められた発注者と受注者の協議が調わないことのみをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

第3条 受注者は、本請負契約締結後14日以内に事業提案書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、本請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) 本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、本請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物、最後の成果の表現に至らない図面、事業提案書及び本件設計を行う上で得られた記録等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお本請負契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合又は受注者が事業提案書に従い本件設計の一部を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合

ロ 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められなかったとき又は受注者が同号

ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定

める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者が
その注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額
(特許権等の使用)

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第 9 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する実施設計図書を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計に関する指示及び承諾

(2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 本件設計に関し、本請負契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 本件設計に関し、その進捗の確認、要求水準書及び基本設計図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督

(5) 本請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(6) 受注者が作成した詳細図等の承諾

(7) 要求水準書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求

水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人、主任技術者及び管理技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の工事の場合にあつては、監理技術者とし、同条第3項の工事の場合にあつては専任の主任技術者又は監理技術者と同条第4項の工事にも該当する場合にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 受注者は、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置した場合には、設計図書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。この者を変更した時も同様とする。
- 3 現場代理人は、本請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本請負契約の解除に係る権限を除き、本請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 受注者は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 8 管理技術者は、本請負契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書等に定めるところにより、本請負契約の履行について発注者

に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、管理技術者又は現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等にその品質が明示されていない場合にあつては、工事目的物が設計図書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書等において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書等において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書等において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は本件工事の施工をするときは、設計図書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第3項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、特記規定に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しにあたっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が特記規定又は設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めた

ときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、本件工事等の完成、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が特記規定又は設計図書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書等において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本件工事の施工上必要とする日（設計図書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本件工事等の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことがで

きる。この場合においては、受注者は発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、本件工事等の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項、要求水準書、基本設計図書及び実施設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書等に誤謬、又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の施行上の制約等、募集要項及び要求水準書に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 募集要項及び要求水準書、設計図書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し募集要項及び要求水準書を訂正する必要があるものは、発注者が行い、技術提案書又は実施設計図書を変更する必要があるものは受注者が発注者の指示に基づき行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書等を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うものについては、募集要項及び要求水準書の変更は発注者が行い、技術提案書又は実施設計図書を変更する必要があるものは受注者が発注者の指示に基づき行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書等を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議し、募集要項及び要求水準書の変更は発注者が行い、技術提案書及び実施設計図書の変更は協議の結果に基づき受注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、技術提案書及び実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更に係る受注者の提案）

第 19 条の 2 受注者は、本請負契約締結後、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする設計施工方法等の設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、要求水準書の変更を受注者に通知し、若

しくは技術提案書及び実施設計図書の変更を指示できるものとする。

- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事の続行に備え本件工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更

し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額のうち本件工事に相応する部分が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは

「直前のこの条に基づく基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額のうち本件工事に相応する部分が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 本件工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を

賠償しなければならない。ただし、その損害（第 58 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他本件工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 58 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）成果物及び工事目的物に関する損害

損害を受けた成果物及び工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値があ

る場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書等の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更し、若しくは技術提案書及び実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本件工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、成果物及び工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の本件工事等の完成の時期を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者が別に定める基準に基づいて発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることがで

きる。この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、第38条の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の本件工事等の完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。（受注者は、契約締結時に中間前金払又は部分払、いずれかを選択し発注者に申し出るものとするが、その選択については、その後において変更することはできないものとする。）この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、本項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、第38条の規定による部分払を請求することはできない。なお、発注者が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金額を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から15日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第

8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金を本件設計の外注費、本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、本件工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

第38条 受注者は、本件工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定より監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、各会計年度1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注

者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × $(10 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書等において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第32条中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 ×
 $(1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 10 年度	円
令和 11 年度	円
令和 12 年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の本件工事等の完成の時期」とあるのは「契約書記載の本件工事等の完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本請負契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。なお、読替後の第 35 条第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、第 38 条の規定による部分払(当該会計年度末における部分払を除く。)を請求することができない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が募集要項に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が募集要項に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（●円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準

用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、第35条第4項の規定により中間前金払を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 本請負契約において、前払金又は中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 10/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

(2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 10/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ （請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額） $/$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和8年度	回
令和9年度	回
令和10年度	回
令和11年度	回
令和12年度	回

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する本件工事等の中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかか

わらず支払いをしないときは、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 契約不適合の判断基準、確認方法及び補修方法、並びにその他この約款に規定のない事項は、要求水準書に定めるところによる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物又は工事目的物の性質若しくは当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、本請負契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本請負契約の締結後速やかに本件設計に着手しないとき又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に本件工事等を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号又は同条第7項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本請負契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本請負契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) 本請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を破棄して再び作成するか又は工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下

この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が補人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。

以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) 第 50 条又は第 51 条の規定によらないで本請負契約の解除を申し出たとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者(共同企業体にあつては、その構成員。以下次号及び第 13 号において同じ。)に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(13) 公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(14) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第 47 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができな

い。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者が本請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本請負契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書等が変更されたため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による本件工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件工事等の完成後に本請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1）工期内に本件工事等を完成することができないとき。
- （2）成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- （3）第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後に本請負契約が解除さ

れたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条又は第48条の規定により本件工事等の完成前に本請負契約が解除されたとき。

(2) 本件工事等の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が本請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

6 第2項の場合（第48条第9号、10号及び第12号から第14号までの規定により、本請負契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定により本請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第56条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、本請負契約に関して第48条第12号から第14号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者が契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負代金額(本請負契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。以下同じ。)の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 第48条第12号又は第13号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合。

(2) 第48条第14号のうち、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。

- 2 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。)により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本請負契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、請負代金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

- 3 本請負契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に

規定する刑が確定したときにおいては、請負代金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

- 4 本請負契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前3項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 5 第1項から第4項までの規定は、本請負契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 第1項から第4項までに規定する場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 7 受注者は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。
- 8 受注者が第1項から第4項までの賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 9 第1項から第4項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

（契約不適合責任期間等）

- 第57条 引き渡された成果物及び工事目的物に関し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる期間は要求水準書に定めるとおりとする。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書及び事業提案書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第59条 受注者が本請負契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下同条において「法定利率」という。）で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第60条 この約款及び添付の特記規定の各条項において発注者と受注者とが協議して定め

るものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服を申し出た場合その他本請負契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等の本件工事等の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（契約外の事項）

第62条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（解体工事に要する費用等）

第63条 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、建設リサイクル法第13条の規定に基づき次に掲げる事項を別紙に記載することとする。

（1）分別解体等の方法

（2）解体工事に要する費用

（3）再資源化等をするための施設の名称及び所在地

（4）再資源化等に要する費用

（工事を施工しない日等）

第64条 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合において、その日にち又は時間帯は次のとおりとする。

工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

特記規定

(用語の定義)

第1条 この特記規定において、要求水準書又はこの特記規定が添付される契約約款（以下「本約款」という。）において定義された用語は当該定義された意味を有するものとする。

2 この特記規定は、本約款と一体を成すものとし、本約款における「この約款」の用語はこの特記規定を含むものとする。

(貸与品)

第2条 発注者は、本請負契約の締結後速やかに、本約款第15条第1項の貸与品として、既存施設の設計図書一式及び既存施設の鍵を受注者に貸与する。

2 受注者は、本件工事等が完成し、貸与品が不要となったときは、速やかに発注者に返還するものとする。

(実施設計の手順)

第3条 受注者は、受注者が発注者に提出した工程表及び基本設計図書に従い、本件設計に係る業務を実施する。

2 受注者は、技術提案書を変更することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号による場合（発注者の指示が第2号又は第3号に基づくものである場合を除く。）は発注者の費用負担において、その余の場合は受注者の費用負担において、技術提案書を変更することができる。なお、第2号から第4号による変更の場合、受注者は変更内容についてあらかじめ発注者に説明し、承諾を得なければならない。

(1) 発注者の指示により変更する場合

(2) 要求水準書に適合しない提案内容が、技術提案書において示されている場合

(3) 技術提案書に従った場合、要求性能を満足することができない場合

(4) 変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ発注者の承諾を得た場合

4 受注者は、実施設計図書の作成を完了したときは、作成した実施設計図書を発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。係る発注者の承諾は、原則として実施設計図書受領後14日以内に行う。受注者は、実施設計図書について発注者の承諾を得た後でなければ、本件工事を開始することはできない。

5 発注者は、承諾した実施設計図書について、本件工事の工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。

6 受注者は、第4項に従い発注者が実施設計図書に係る発注者の承諾を受けたことをもって、本約款第45条の責任及びその他の本件設計に関する責任を免れることはで

きない。

- 7 発注者は提出された実施設計図書について、それが要求水準書に規定される本件施設の要件を満たさないこと、基本設計図書に反していること、一般廃棄物処理施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと等を理由として、修正を求めることができる。係る修正の内容は、理由を付して受注者に通知する。
- 8 発注者に提出した実施設計図書について発注者より修正の通知があった場合、受注者は自らの費用と責任において係る実施設計図書を改訂して再提出するか、又は係る実施設計図書の修正通知について意見を述べることができる。受注者が意見を述べたときは、発注者の修正の内容について発注者及び受注者が協議して、その取扱いを定める。

(基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第4条 受注者は、実施設計図書の内容が、基本設計図書又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補(受注者がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によると認められる場合、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

- 第5条 受注者は、発注者が本件施設を所有及び運営(発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限(以下「実施権等」という。)があるときは、かかる実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。
- 2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、本請負契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、本請負契約の請負代金は第1項の特許権等に係る実施権等の付与又は発注者による取得の対価及び第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。
 - 4 発注者が本請負契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類及び図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。
 - 5 発注者は、成果物及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するもの

とし、その利用の権利及び権限は、本請負契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第6条 発注者が本請負契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者は、成果物（受注者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）及び工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

3 受注者は、発注者が成果物及び工事目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。

(1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 工事目的物の完成、増築、改築、繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 受注者は、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び工事目的物の内容を公表すること。

(2) 本件施設に受注者の実名又は変名を表示すること

(3) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第7条 受注者は、この特記規定に規定のある場合を除き、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第8条 受注者は、成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合におい

て、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(設計図書等の変更に係る受注者の提案)

第9条 受注者は、本請負契約締結後、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする設計施工方法等の採用や設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、要求水準書を変更し、又は基本設計図書及び実施設計図書の変更を受注者に指示することができる。

3 発注者は、前項の規定により要求水準書を変更し、又は基本設計図書及び実施設計図書の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(本件工事の開始)

第10条 受注者は、発注者から実施設計図書に係る承諾を受け、かつ要求水準書に規定する施工承諾申請図書を発注者に提出し、発注者から承諾を受けた後でなければ、本件施設に係る本件工事の着工をすることができない。

(試運転)

第11条 受注者は、プラント(本件施設で処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等をいう。以下同じ。)に係る建設工事が完了したときには、速やかにその旨を発注者に通知し、要求水準書の第1章第5節に定めるところ及び発注者と受注者が協議の上あらかじめ作成した実施要領書に従い、本件施設の試運転を実施する。なお、試運転により得られる売電収入は、受注者に帰属する。

2 実施要領書による本件施設の試運転に係る業務は、受注者が自らの責任及び費用で実施する。また受注者は、運営事業者と協力して試運転に係る業務を実施しなければならない。

3 発注者は、その費用と責任において、試運転に必要な廃棄物の搬入、並びに焼却灰、飛灰処理物及び処理不適物の処理・処分を行う(搬出は受注者が実施する。)。ただし、要求水準書の第1章第2節に規定する性能保証事項を満足しない焼却灰及び飛灰処理物の搬出及び処分は、受注者が自らの責任及び費用で実施する。

4 受注者は、試運転期間中の本件施設の運転・調整記録(当日の運転実績及び翌日の運転予定に関する記載を含む。)を作成し、毎日発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、試運転において支障が生じた場合には、発注者へ報告し、その指示に従う。

- 6 受注者は、試運転の結果を踏まえ、本件施設の調整又は点検が必要であると認めた場合には、発注者の立会いの下、当該調整又は点検を行う。
- 7 受注者は、試運転の結果を踏まえ本件施設の補修が必要であると認めた場合には、受注者の費用と責任において、補修を行わなければならない。
- 8 受注者は、前項の補修を行うにあたっては、あらかじめその原因及び補修内容を発注者に報告し、補修実施要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

(運転指導)

第12条 受注者は、本件施設に配置される予定の運営事業者の従業員に対し、本件施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（保守管理業務を含む。）について、あらかじめ要求水準書の第1章第5節に定めるところ及び発注者の承諾を得た教育指導計画書に基づき、その費用と責任において、教育及び指導（以下「運転指導」という。）を行わなければならない。

- 2 運転指導は、試運転に係る業務を実施する期間（以下「試運転期間」という。）中に行うものとし、90日間以上でなければならないものとする。
- 3 受注者は、試運転期間以外の期間において運転指導が必要と認められる場合又は試運転期間以外の期間における運転指導がより効果的であると認められる場合は、発注者、受注者及び運営事業者の協議により、試運転期間以外の期間において運転指導を行うことができる。

(予備性能試験及び引渡性能試験)

第13条 受注者は、本件施設の引渡しに先立ち、プラントが要求性能を満たして適正に稼動するか否かを検査するために、要求水準書及び次項に定める引渡性能試験要領書に基づき、その費用と責任において引渡性能試験を行う。

- 2 受注者は、あらかじめ発注者と協議の上、要求水準書に定めるところに従い引渡性能試験要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、引渡性能試験における性能保証事項（プラントが要求性能を備えているかを確認するための試験項目及び保証値等であって、要求水準書の第1章第6節3（2）に定めるものをいう。）の計測及び分析は、法的資格を有する第三者機関が行わなければならない。
- 4 受注者は、引渡性能試験に先立ち、その費用と責任において、予備性能試験を実施しなければならない。受注者は、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、予備性能試験又は引渡性能試験の結果、プラントが要求性能のいずれかを満たさないと認められる場合は、自らの費用及び責任において、必要な改造、改善、調整等を行い、プラントが要求性能を満たすようにしなければならない。

(引渡し)

第14条 受注者は、本件施設に係る工事が完了し、次の各号に掲げる事項の全てが満たさ

れたときは、本件工事等の完成として本約款第 32 条第 1 項に基づき発注者に通知できるものとする。

- (1) 前条の引渡性能試験が完了し、プラントが要求性能の全てを満たすことが確認されたこと
- (2) 完成図書（要求水準書設計・建設業務編第 1 章第 9 節 5 に定める完成図書をいう。）を発注者に提出したこと
- (3) 受注者による運転指導により、運営事業者の運転員が本件施設を運転可能となっていること

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、本約款第 32 条第 2 項に従い本件工事の完成を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が正当な理由なく立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。

（運営事業者との協力等）

第15条 受注者は、運営事業者が発注者の委託に基づき本件工事による更新整備工事完了後の本件施設の運営業務を実施することを十分に認識し、運転事業者の業務実施に配慮し、本件施設の運営が円滑に行われるよう、運転事業者と相互に協力し合わなければならない。

- 2 受注者は、第 12 条の教育指導の実施期間中において、発注者と運営事業者との運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）における運営事業者の債務不履行（業務の要求水準未達を含む。）又は運営事業者若しくは運営事業者から運営業務の全部若しくは一部の委託を受けた受託者の従業員等の故意又は過失により受注者に損害が生じ若しくは本請負契約の履行に関し増加費用が生じたときは、発注者にその状況を速やかに報告するものとする。
- 3 受注者は、前項の損害の賠償及び増加費用は運営事業者に請求するものとし、発注者にそれらの損害の賠償や増加費用の負担を求めないものとする。ただし、それらの損害及び増加費用が発注者の運営事業者に対する指示が不適當であることその他発注者の運営業務委託契約上の債務不履行により生じたものであるときは、この限りでない。
- 4 受注者は、本件工事等の実施にあたり又は契約不適合責任期間において本件施設の契約不適合により、運転事業者に損害又は運営業務委託契約における増加費用を生じさせたときは、受注者がかかる損害及び増加費用を負担するものとする。ただし、運転事業者に生じた損害又は増加費用が発注者の自ら又は監督員の指示が不適當であることに起因する場合は、この限りでない。

（本件施設の完成遅延）

第16条 受注者は、本件工事等の完成が契約書に定める期限に遅延するおそれが生じたと

認めるときは、発注者に引渡遅延のおそれ及び実際に引渡ができる期日の見込みを速やかに発注者に報告するものとする。

- 2 本件工事等の遅延により新たな本件施設の供用開始の予定を定めるときは、発注者、受注者及び運転事業者の協議により定めるものとする。協議開始より14日以内に協議が調わないときは新たな供用開始の予定を発注者が定めて、受注者及び運転事業者に通知する。
- 3 受注者は、本件工事等の完成の遅延により発注者及び運転事業者に生じた損害及び増加費用を負担しなければならない。ただし、その遅延が受注者の責めに帰すことができない事由によるときは、この限りでない。
- 4 前項で受注者が発注者に対して負担する金額は、本件工事等の完成の遅延により発注者に生じた損害及び増加費用の金額のうち約款第54条第5項による損害賠償の金額を超えた部分とする。

(談合防止規定の適用)

第17条 本事業の入札の落札者(以下「本件落札者」という。)が、令和7年12月●日付けで発注者と本件落札者で締結された本事業に係る基本協定(以下「基本協定」という。)の第3条第4項各号のいずれかに該当したときは、発注者は、何らの催告を要せず、本請負契約を解除できるものとする。

- 2 前項により発注者が本請負契約を解除した場合において、本請負契約が本約款第48条第12号から第14号のうち該当する規定により解除されたものとみなして本約款第56条を適用する。
- 3 本件落札者が、基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときで、発注者が基本協定第4条第1項による違約金の支払いを受けているときは、本約款第56条第1項は適用しない。
- 4 発注者は、第1項による本請負契約の解除により受注者に生じた損害について何らの責任を負わない。
- 5 発注者が、基本協定第4条第2項の違約金の支払いを受けているときは、本約款第56条第2項は適用しない。
- 6 発注者が、基本協定第4条第3項の違約金の支払いを受けているときは、本約款第56条第3項は適用しない。
- 7 発注者が、基本協定第4条第4項の違約金の支払いを受けているときは、本約款第56条第4項は適用しない。

(仮契約の解除)

第18条 発注者は、本請負契約に係る議会の議決がある前において、基本協定の第3条第4項又は第5項に従い本請負契約の仮契約を解除することができるものとする。

- 2 前項により発注者が本請負契約の仮契約を解除した場合において、発注者は解除により受注者に生ずる損害について何らの責任を負わない。

(反社会勢力の排除)

第19条 この特記規定に別紙1として添付する暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約は本協定と一体をなすものとし、受注者は別紙1に定めるところを遵守する。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得た個人情報について別紙2に定める個人情報取扱特記事項に従い適切な管理を行うものとする。

特記規定 別紙 1

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される特記規定及び同特記規定が添付される約款と一体をなすものとし、同約款に基づき締結される契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとする。

(表明確約)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した

と認められるとき。

(3) 前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、市が、受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項の規定により本契約が解除された場合は、違約金として、本契約の契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

3 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

4 発注者は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 第1項の規定により本契約が解除された場合に伴う措置については、本契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 受注者は、本契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、当該法人について指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

特記規定 別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本請負契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、本請負契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本請負契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第3 受注者は、本請負契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置（特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」に定める措置と同等以上の措置）を講じなければならない。
- 2 受注者は、本請負契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、本請負契約による事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとともに、発注者にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 3 本請負契約による事務に係る個人情報の管理について、不適正な取扱いがあると認められるときは、発注者は受注者に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(従事者への周知及び監督)

- 第4 受注者は、本請負契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人

情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、発注者の求めに応じてその内容を発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本請負契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、発注者の求めがあった場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の了知の際、従事者に対し、本請負契約による事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法及び番号法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。
- 4 受注者は、従事者に対し、本請負契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。本請負契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

- 第5 受注者は、本請負契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

- 第6 受注者は、本請負契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本請負契約による事務を処理するために取得し、又は発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第8 受注者は、本請負契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を発注者に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同等程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 再委託が必要な理由
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の内容
- (4) 再委託先が取り扱う情報
- (5) 受注者の再委託先に対する監督方法

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、本請負契約により受注者が負う義務を、あらかじめ契約書等で発注者が指定する事務を除き、「発注者」を「受注者」に、「受注者」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、受注者と再委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、受注者は、発注者の提供した個人情報並びに受注者及び再委託先が本請負契約による事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。
- 3 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 4 前3項の規定は、再委託先が受注者の子会社である場合も同様とする。

(作業場所の指定等)

- 第9 受注者は、本請負契約による事務の処理（個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。）については、発注者の庁舎内において行わない場合、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。
- 2 受注者は、発注者の庁舎内において本請負契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。
 - 3 受注者は、本請負契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、発注者の庁舎内又は第1項の規定により発注者の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

- 第10 受注者は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

- 第11 受注者は、本請負契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本請負契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、その他発注者の承諾を得て行った複写又は複製物を含む本請負契約による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、本請負契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として発注者に届け出られている者が行うものとする。

- 2 授受等が、契約書等で発注者が指定することにより、発注者と受注者との直接のやり取りになっていない場合は、受注者は、その授受等の方法について、あらかじめ発注者に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。本請負契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、発注者は、受注者の意図にかかわらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第14 発注者は、受注者が本請負契約による事務を処理するにあたっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地（同一内容の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受注者からの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 書面による確認で足りる場合

(2) 委託先又は委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合

(3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

- 2 受注者は、発注者から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

第15 発注者は、発注者の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

- 2 受注者は、発注者から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) 本請負契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、

受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

第 17 条 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、発注者が別に指定する。

＜法における罰則関係規定の抜粋＞

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号にかかる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 178 条 第 148 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 179 条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第 184 条第 1 項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 182 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 146 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 略

第 183 条 第 176 条、第 177 条及び第 179 条から第 181 条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 184 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第 178 条及び第 179 条 1 億円以下の罰金刑

(2) 第 182 条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 185 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(1) 第 30 条第 2 項（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 56 条の規定に違反した者

(2) 第 51 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 偽りその他不正の手段により、第 85 条第 3 項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

<番号法における罰則関係規定の抜粋>

第 48 条 個人番号利用事務等又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第 8 条第 2 項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第 14 条第 2 項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 49 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 50 条 第 25 条（第 26 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 51 条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用を妨げない。

第 52 条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 52 条の 3 第 45 条の 2 第 3 項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 53 条 第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 53 条の 2 第 21 条の 2 第 8 項又は第 45 条の 2 第 9 項において準用する第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条の 2 第 21 条の 2 第 8 項又は第 45 条の 2 第 9 項において準用する第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 第 48 条から第 52 条の 3 までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1）第 48 条、第 49 条及び第 53 条 1 億円以下の罰金刑

（2）第 51 条及び第 53 条の 2 から第 55 条の 2 まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。